

# 4. イギリス保健省が発表した死後画像診断サービスに関する報告書 その6

飯野 守男 鳥取大学医学部法医学分野  
 塩谷 清司 聖隷富士病院放射線科  
 小林 智哉 筑波メディカルセンター病院放射線技術科

2012年10月26日、イギリスの「死後・法医学・災害時の画像診断を国民保健サービスに導入する保健省サブグループ」は、「CT, MRIを利用した死後画像診断は、侵襲的な解剖の補助または代替として、国民保健サービス内で実行可能か?」という題名の報告書を発表した<sup>1)</sup>。そして、われわれは、本誌2013～2017年のそれぞれ1月号で継続して同報告書の概要を報告してきた<sup>2)~6)</sup>。本稿では、報告書の第3節 第4小節「人員研修の必要条件」を紹介する。

## 人員研修の必要条件

この報告書の以下の節で執筆者グループは、全国的死後画像診断<sup>\*1</sup>事業用の人員研修の必要条件に関する次の問いに取り組みようと努めた。検討された問いは表1のとおりである。

## 現在の研修計画

「用語と実施者」<sup>\*3</sup>と題する節内で強調したように、現在、イングランド内の王立大学、総合大学、あるいは民間団体内で、全国的死後画像診断サービスに携わっている人向けの、死後CTまたはMRIに特化した研修計画はまったくない<sup>\*4</sup>。

国際法医放射線技師会 (IAFR)<sup>7)</sup>は、

大規模災害にかかわる診療放射線技師用に研修プログラムを提供している。この研修は、災害犠牲者の撮影に関するものであり、画像診断レポート作成に関するものではない。

「現行の死後画像診断：実用性、費用と認識——成人」<sup>\*5</sup>と題する節のアンケート調査に協力してくれた海外の画像診断施設も、この分野において何かしらの研修を受けたと言っているが、執筆者グループが知るかぎり、この実務分野内の国際的に認証された研修基準はない。

この実務分野内の研修で、執筆者グループが知る唯一の講習は、バートブシーコース（ベーシックコースおよびアドバンストコース、スイス・チューリヒで開催）(http://www.virtopsy.com)である。これらは、執筆者グループによると、死後画像診断の概念に対する入門過程と考えられ、診断事業を提供するイギリス人員の研修としては十分ではない。

英国放射線科専門医会/病理専門医会<sup>\*6</sup>合同作業部会報告書内に、この実務

分野内の研修に対する勧告がある。執筆者グループは、この提案を支持する<sup>\*7</sup>。

## 研修

中央で創設されて財政支援された研修プログラムであれば、事業の早期全国展開が促され、研修の管理監督もできる。研修を支援したり、人材を適した時期に研修させるための中央財源は、このサービスの早期展開を促すことになる。研修は、遺体の画像診断分野ですでに経験のあるいくつかの研修施設で行われることで、さらに促進されるだろう。また、解剖室のある施設に画像診断装置を優先して設置することで、これはさらに促進されるだろう。この方法は国営画像保管事業の発展を支え、同事業は、妥当性が検証された画像保管に関する教育と、その分野内の研究を可能にするだろう。

研修には、現在の実務から考案された標準カリキュラムに従い一般的撮影を可能とするために、装置のメーカーによ

表1 死後画像診断事業にかかわる人員の研修に関する問題提起

- 死後画像診断事業用に、現在イングランド<sup>\*2</sup>でどのような研修が利用可能か？
- 死後画像診断事業を実施するために、どのような研修要件が必要なのか？
- 研修はどのようにしたら遂行できるか？

\*1 原文は“cross-sectional autopsy imaging”で、断層オートブシー・イメージングという言葉は単に死後画像診断と訳した。

\*2 イギリス(=イングランド+ウェールズ+スコットランド+北アイルランド)ではなく、その中のイングランドのことである。

\*3 本誌では未訳

\*4 原文“no training programmes”の“no”は太字となっているので、“まったくない”は太字とした。

\*5 本誌では未訳

\*6 原文はRCR/RCPATHで、Royal College of Radiologists/Royal College of Pathologistsの略である。

\*7 原文が太字なので、太字とした。